

令和 7 年 7 月 8 日

お客様 各位

杜 陵 信 用 組 合

当組合カードの払戻し等限度額の変更について

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、お客様がご利用いただくキャッシュカードのご利用限度額について、下記のとおり変更させていただきます。

この変更は、全国的に発生しております、盗難・偽造キャッシュカードにおける不正払戻しならびに特殊詐欺被害の防止への対応のためであり、お客様の大切な財産をお守りすることを目的としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、限度額を超えるお取引につきましては、当組合窓口でお手続きくださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 実施日 令和 7 年 8 月 1 日

2. 変更内容

お取引種類	現在の取扱い	令和 7 年 8 月 1 日より
当組合ATMでの現金払戻し	1 日あたり 200 万円 (1 回あたり 50 万円)	1 日あたり 100 万円 (1 回あたり 50 万円)
当組合ATMでの振込	1 日あたり 200 万円	1 日あたり 100 万円
他行ATM(コンビニATM含む)での現金払戻しと振込を合わせた金額	1 日あたり 200 万円	1 日あたり 100 万円

以上

* 他行ATMでの払戻しにつきましては、1 回あたりの取引金額は、金融機関(コンビニ)の定める金額となります。